② 平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐及び㋑の要件を全て満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者が下記㋐の実績を有している他に、代表者を含む構成員の何れかが下記㋑の実績を有すること。各構成員が下記㋐又は㋑の何れかの実績を有すること（代表者以外の構成員がトンネル工事の実績をもって構成員となる場合は下記㋐(a)の要件を満たしていればよい。）。

㋐ ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工実績。

(a) 内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

(b) 掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上であること。

ただし、(a)及び(b)は同一トンネルでの施工実績であること。

㋑ 橋梁下部工工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工実績。

(a) 基礎形式がニューマチックケーソンの工事で、作業室面積が100㎡以上であること。

(b) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の新設であること（歩道橋及びフーチングのみの場合を除く。）。

ただし、(a)及び(b)は同一橋梁での施工実績であること。

上記㋐及び㋑の全ての施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③ 全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。

㋐ １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑ 平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を全て満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者の技術者が下記ⅰ）の要件を満たしていること。また、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が下記ⅱ）の要件を満たしていること。各構成員の技術者が下記ⅰ）又はⅱ）の何れかの要件を満たしていること（代表者以外の構成員の技術者がトンネル工事の経験をもって構成員となる場合は、下記ⅰ）(a)の要件を満たしていればよい。）。

なお、下記ⅰ）の要件を満たす技術者の他に、下記ⅱ）の要件を満たす別の技術者を配置すること。

ⅰ）ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験。

(a) 内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

(b) 掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上であること。

ただし、(a)及び(b)は同一トンネルでの施工経験であること。

ⅱ）橋梁下部工工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験。

(a) 基礎形式がニューマチックケーソンの工事で、作業室面積が100㎡以上であること。

(b) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の新設であること（歩道橋及びフーチングのみの場合を除く。）。

ただし、(a)及び(b)は同一橋梁での施工経験であること。

上記ⅰ）及びⅱ）の全ての施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶ 出資比率要件　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書㈱」の様式は上記６⑴へアクセスして入手するものとする。

８ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（同７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７⑴①の認定を受けていない構成員が同７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９ 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号下安家道路工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

南鳥島㉕燃料施設新設機械その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 25 年 11 月 14 日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長　渡邉　一浩